

国指定湯湾岳鳥獸保護区

湯湾岳特別保護地区

指定計画書

平成17年11月1日

環 境 省

1 指針

(1) 特別保護地区の名称

湯湾岳特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

湯湾岳鳥獣保護区のうち、鹿児島県大島郡宇検村所在国有林奄美大島森林計画区中230林班は、ほ及びへの各小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成17年11月1日から平成37年10月31日(20年間)

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

②特別保護地区の指定目的

奄美大島は、鹿児島県佐多岬の南方300kmの海上に位置し、南西諸島の中で沖縄島に次いで2番目となる719km²の面積を有する島であり、湯湾岳鳥獣保護区は、同島の最高峰である湯湾岳を中心とした中央山地の標高230mから694mまでの地域に位置している。中央山地にはスタジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、イスノキ等の常緑広葉樹が優占している。また、同島は、大陸から約100万年から150万年前と古い時期に隔離されたことが知られている。

このような自然環境、地史等を反映して、鳥類では「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧ⅠA類のオオトラツグミ、絶滅危惧ⅠB類のアマミヤマシギ及びオーストンオオアカゲラ並びに絶滅危惧Ⅱ類のアマミコゲラ、サンショウクイ、アカヒゲ及びブルリカケスの生息が確認されている。また、哺乳類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅危惧ⅠA類のヤンバルホオヒゲコウモリ並びに絶滅危惧ⅠB類のアマミノクロウサギ、ケナガネズミ及びリュウキュウテングコウモリの生息が確認され

ている。

湯湾岳鳥獣保護区の中でも、湯湾岳を中心とした中央山地の標高430mから694mまでにある森林は、平成10年に新種として記載されたヤンバルホオヒゲコウモリ及びリュウキュウテングコウモリの奄美大島における最も重要な繁殖及び採餌の場として利用されている。このため、湯湾岳鳥獣保護区の中で特に重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の生息地の保護を図るものである。

管理方針

- ・ 区域内の溪流及び森林が希少鳥獣の休息、採餌及び繁殖の場として維持されるよう現状のままの保全に努める。
- ・ 区域内の道路の整備及び森林内の歩道の改修に当たっては、鳥獣の生息環境の保全に十分な配慮がなされるよう、関係地方公共団体及び関係機関との調整を図る。

2 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 103 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	103 ha
農耕地	— ha
水 面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 103ha

国有林 103ha	{ 林野庁所管 103ha 文部科学省所管 — ha	{ 制限林 103ha 普通林 — ha	{ 保安林 103ha 砂防指定地 — ha その他 — ha
			国有林以外の国有地 — ha

地方公共団体有地	{ 都道府県有地 市町村有地	{ 制限林 — ha その他 — ha
		{ 制限林 — ha その他 — ha

私有地 — ha

公有水面 — ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 103ha …奄美群島国定公園特別保護地区

文化財保護法による地域 103ha …史跡名勝天然記念物（神屋・湯湾岳）

森林法による地域 103ha …水源涵養保安林

砂防法による地域 — ha

3 指定する区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、鹿児島県奄美大島の大島郡大和村、宇検村境に位置する湯湾岳（標高694m）山頂を含む南斜面の103haの区域である。

イ 地形、地質等

当該区域は、湯湾岳（694m）を中心とした山地帯に位置しており、地形は非常に急峻である。標高300～450mの中央山地の山腹及び山頂部分は比較的平坦な地形を呈しており、湯湾岳はこれらの浸食小起伏面上に残丘状に突出した部分である。

地質は、珪質頁岩、砂岩、チャート、塩基性岩等で構成される中生代の湯湾層で、奄美大島では最も古い地層である。湯湾層は、海底火山から噴出した火山礫や深海底に堆積したプランクトン化石で構成されるチャートが大陸付近に位置していた1億5000万年前に、大陸から運ばれてきた砂岩や泥岩と衝突して形成された。

ウ 植物相の概要

当該区域は、標高430mから600mまではスダジイ、オキナワウラジロガシ、アマミアラカシ、イジュ、タブノキ、イスノキ等が優占する亜熱帯常緑広葉樹林であるが、標高600m以上の湯湾岳山頂部付近は暖温帯気候で、ヒメカカラやヤクシマスミレ等の草本を見ることができる。特に山頂部分はスダジイ、アマミアラカシ、ホルトノキ等を優占種とする風衝低木林を呈し、コゴメキノエラン（国内希少野生動植物種）、チケイラン等の着生ランが生育する。下層にはミヤビカンアオイ、ユワンツチトリモチ、サツマオモト、アマミヒイラギモチ等希少な草本が多種生育している。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類については、オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ等20科45種、哺乳類については、ヤンバルホオヒゲコウモリ、アマミノクロウサ

ギ等 8 科 10 種が確認されている。

爬虫類は「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—爬虫類両生類」（環境庁編）に記載された絶滅危惧Ⅱ類のキノボリトカゲ、準絶滅危惧のヒヤンのほか、ハブ、ヒメハブ、リュウキュウアオヘビ、アカマタなどが確認されている。

両生類では、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック—爬虫類両生類」（環境庁編）に記載された絶滅危惧ⅠB類のイシカワガエル、絶滅危惧Ⅱ類のアマミハナサキガエル、オットンガエル、イボイモリ、準絶滅危惧のシリケンイモリが生息している。

（2）生息する鳥獣類

別表のとおり

（3）当該区域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし
- ・平成16年度 有害鳥獣捕獲許可件数 なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置されたため、第29条第7項の許可を受けることができないため、又は同条第10項の規定により条件を付されたため損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- ①特別保護地区用制札 14本
- ②案内板 1基

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
タカ	タカ	アカハラダカ ツミ ノスリ ○ サシバ	
チドリ	シギ	ヤマシギ ○ アマミヤマシギ	国内希少、EN
ハト	ハト	カラスバト ○ リュウキュウキジバト ○ ズアカアオバト	NT、国天
フクロウ	フクロウ	○ リュウキュウコノハズク ○ リュウキュウアオバズク	
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	
ブッポウソウ	カワセミ	○ リュウキュウアカショウビン	
キツツキ	キツツキ	○ オーストンオオアカゲラ ○ アマミコゲラ	国天、国内希少、EN VU
スズメ	ツバメ	ツバメ ○ リュウキュウツバメ	
	セキレイ	○ キセキレイ ピンズイ	
	サンショウクイ	サンショウクイ ○ リュウキュウサンショウクイ	VU
	ヒヨドリ	ヒヨドリ ○ アマミヒヨドリ	
	ツグミ	○ アカヒゲ ルリビタキ オオトラツグミ アカハラ ○ シロハラ	国天、国内希少、VU 国天、国内希少、CR
	ウグイス	ヤブサメ ○ リュウキュウウグイス キマユムシクイ	
	ヒタキ	リュウキュウキビタキ エソビタキ	
	カササギヒタキ	リュウキュウサンコウチョウ	
	シジュウカラ	○ アマミヤマガラ ○ アマミシジュウカラ	
	メジロ	メジロ ○ リュウキュウメジロ	
	ホオジロ	ミヤマホオジロ ○ アオジ クロジ	
	アトリ	マヒワ イカル	
	カラス	○ ルリカケス ○ リュウキュウハシブトガラス	国天、国内希少、VU
合計(種・亜種)		45	

イ 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
兔目	ウサギ	アマミノクロウサギ	国天、国内希少、EN
齧歯目	ネズミ	ケナガネズミ	国天、EN
		○クマネズミ	外来種
食虫目	ジネズミ	*ジネズミsp.	
皮翼目	ヒナコウモリ	リュウキュウテングコウモリ	EN
		ヤンバルホオヒゲコウモリ	CR
偶蹄目	イノシシ	○リュウキュウイノシシ	
食肉目	イヌ	イヌ	外来種
	ネコ	ネコ	外来種
	マンゲース	ジャワマンゲース	外来種

合計(種)

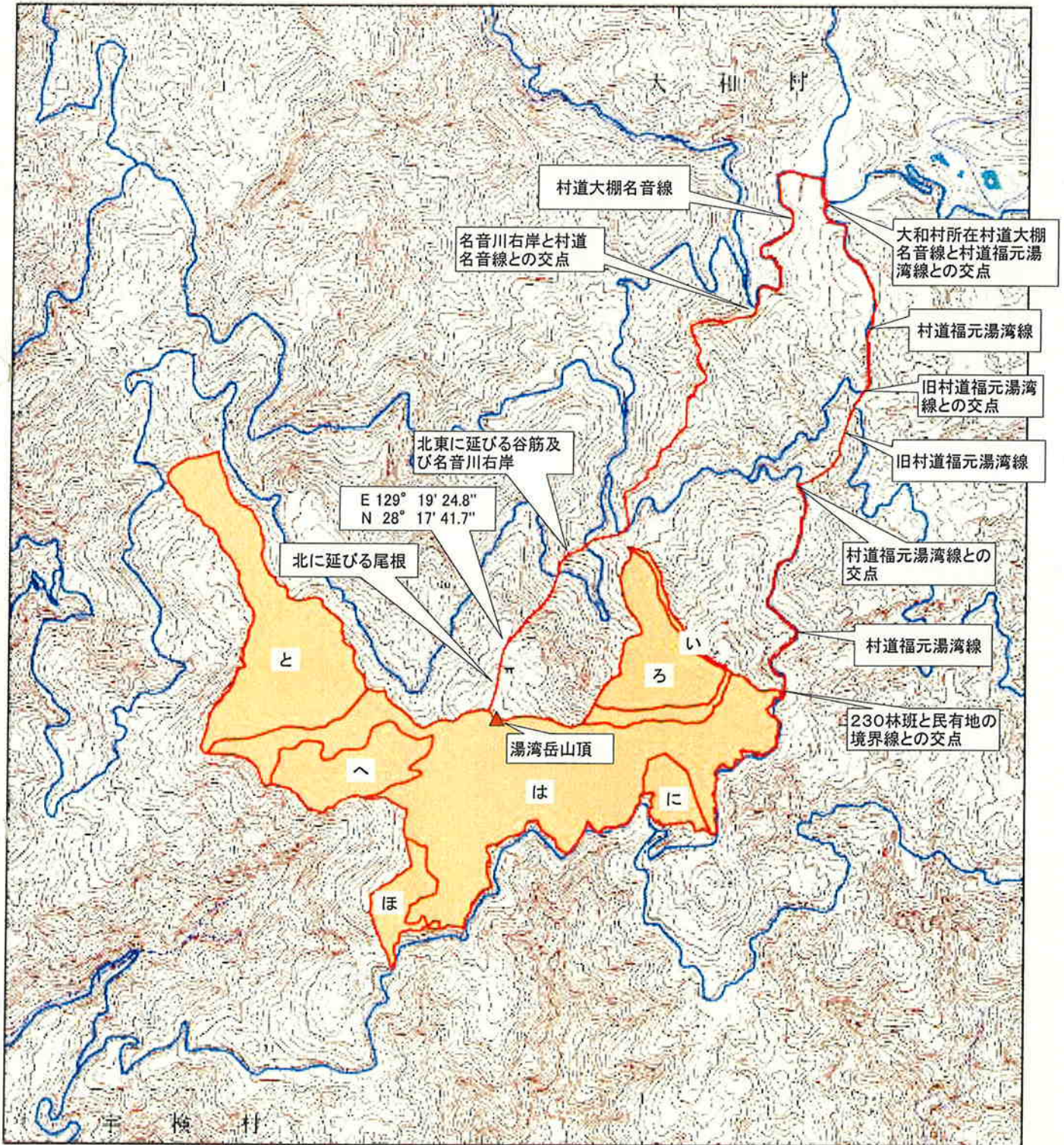
10


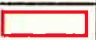
*: ジネズミsp.は種の同定ができていないもの。奄美大島からはオリイジネズミ(EN)とワタセジネズミ(NT)の2種が報告されているが、平成16年度に実施した自動撮影調査でジネズミ類の生息は確認できたものの、種の同定には至っていない(詳細は平成17年3月発行の国指定湯湾岳鳥獣保護区調査報告書を参照のこと)。

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 レッドデータブック(平成14年、環境省)
 CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は当地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定湯湾岳鳥獣保護区 区域説明図



凡例	
	国有林230林班
	鳥獣保護区

